

資料4-2

令和4年度修正 佐用町水防計画 意見調書

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等
第1章 第2節 (2P)	19 氾濫注意水位〔警戒水位（法第12条第2項、法第17条）〕 (略)	19 氾濫注意水位〔警戒水位（法第12条第2項、法第17条）〕 (略) <u>高齢者等避難の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。</u> <u>※ 町では、氾濫注意水位を超え、一時間後に避難判断水位に達すると予測される場合に高齢者等避難の発令を検討する。</u>	西播磨県民局総務企画室 ・氾濫注意水位到達時に、高齢者等避難の発令を検討することを明記
第1章 第2節 (2P～3P)	20 避難判断水位 <u>高齢者等避難の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。</u> <u>※ 町では、氾濫注意水位を超え一時間後に避難判断水位に到達が予想される場合に高齢者等避難の発令を検討する。</u>	20 避難判断水位 <u>避難指示の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。</u> <u>※ 町では、避難判断水位に到達し、かつ一時間後に氾濫危険水位に達すると予測される場合に、避難指示の発令を検討する。</u>	西播磨県民局総務企画室 ・避難判断水位到達時に、避難指示の発令を検討することを明記
第1章 第2節 (3P)	21 氾濫危険水位〔特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）〕 (略) <u>※町が発する緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。</u>	21 氾濫危険水位〔特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）〕 (略) <u>※町では、氾濫危険水位に到達したとき、緊急安全確保の発令を検討する。</u>	役場（防災対策室） ・氾濫危険水位到達時に、緊急安全確保の発令を検討。上記2つの表現に合わせる
第1章 第2節 (3P)	23 土砂災害警戒区域等 (略) 県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩落 57 箇所、土石流 21 箇所）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 540 箇所、土石流 395 箇所、地滑り 9 箇所）をそれぞれ 78 箇所、944 箇所指定している。	23 土砂災害警戒区域等 (略) 県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩落 460 箇所、土石流 120 箇所）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 549 箇所、土石流 396 箇所、地滑り 9 箇所）をそれぞれ 580 箇所、954 箇所指定している。	光都土木事務所 ・箇所数の追加
第1章 第6節 (6P)	■ 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項 1～6 (略) <u>7 救助の要請などのため、Nコードポジションナーを各分団に配置する。</u> <u>※ Nコードは、緯度・経度を応用して全世界を等間隔の5メートル四方に区切ったメッシュを地図に落とし、各ブロックの位置を8ケタの数字で表す。</u>	■ 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項 1～6 (略) <u>7 救助要請等で現在地を確認する場合は、可能な限り携帯電話（スマートフォン）等の衛星利用測位システム（GPS）機能を活用する。</u>	消防団 ・Nコードポジションナーは役場本庁付近でも電波の受信状況が悪く使用できないので、可能な限り携帯電話等のGPS機能を活用する旨を記載（消防団活動

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等																																												
	※ Nコードポジショナーとは、居場所がNコードで表示させる衛星利用測位システム（GPS）機能付きの専用端末です。		マニュアルに基づき修正)																																												
第4章 第2節 (25P)	1 土砂災害特別警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 78 箇所 2 土砂災害警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 944 箇所	1 土砂災害特別警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 580 箇所 2 土砂災害警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 954 箇所	光都土木事務所 ・箇所数の追加																																												
第5章 第1節 (27P)	1 特別警報発表基準 (表内) 現象の基準 大雨 基準 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (表下) ※ 特別警報発表の種類は、他に高潮・波浪・津波・火山がある。	1 特別警報発表基準 (表内) 現象の基準 大雨 基準 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (表下) ※ 特別警報発表の種類は、他に高潮・波浪・津波・火山・ 地震（地震動） がある。	神戸地方気象台 ・大雨特別警報の基準変更等																																												
第5章 第1節 (28P)	3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合） <table border="1" data-bbox="369 944 1048 1088"> <tr> <td rowspan="2">佐用町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">兵庫県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">南 部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">播磨北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td>大 雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>大 雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </table>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部		市町村等をまとめた地域		播磨北西部		注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	97	（略）				3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合） <table border="1" data-bbox="1086 944 1765 1088"> <tr> <td rowspan="2">佐用町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">兵庫県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">南 部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">播磨北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td>大 雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </table>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部		市町村等をまとめた地域		播磨北西部		注意報	大 雨	表面雨量指数基準	6		土壌雨量指数基準	97	（略）				神戸地方気象台 ・大雨注意報に「浸水害」と「土砂災害」の区分はないため
佐用町	府県予報区		兵庫県																																												
	一次細分区域	南 部																																													
市町村等をまとめた地域		播磨北西部																																													
注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6																																												
	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	97																																												
（略）																																															
佐用町	府県予報区	兵庫県																																													
	一次細分区域	南 部																																													
市町村等をまとめた地域		播磨北西部																																													
注意報	大 雨	表面雨量指数基準	6																																												
		土壌雨量指数基準	97																																												
（略）																																															
第5章 第1節 (29P)	(3) 記録的短時間大雨情報 気象庁が数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報で、佐用町では1時間雨量110mm以上を観測または解析した場合に発表される。	(3) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に 数年に一度程度しか発生しないような 猛烈な雨（1時間降水量） を観測（地上の雨量計による観測） 又は 解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、 かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、 府県気象情報の一種として 気象庁が 発表する情報で、佐用町では1時間雨量110mm以上を観測または解析した場合に発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河	神戸地方気象台 ・文章の修正及び危険度分布キキクルの活用について追加																																												

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等
		<u>川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u>	
第5章 第1節 (29P)	(4) 早期注意情報（警報級の可能性） （略）大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	(4) 早期注意情報（警報級の可能性） （略）大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	神戸地方気象台 ・以前は「明日まで」でしたが、「5日先まで」に変更
第6章 第1節 (34P)	第1節 気象情報、河川水位及び雨量等の情報収集 避難指示等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムからの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニター等からの地域情報を収集する。	第1節 気象情報、河川水位及び雨量等の情報収集 避難指示等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムや <u>気象庁ホームページ</u> からの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニター等からの地域情報を収集する。	西播磨県民局総務企画室 ・情報機器による情報収集に、気象庁ホームページを追加
第7章 第1節 (38P)	1 量水標の監視 (1) (略) (2) (略) <u>また、西はりま消防組合佐用消防署は、フェニックス防災システムなどから常に量水標の水位（河川水位）や雨量等を監視し、必要に応じ水防管理者（町長）等に連絡する。</u>	1 量水標の監視 (1) (略) (2) (略) 削除	西はりま消防組合 ・広域合併に伴いフェニックス防災機器撤去につき削除
第7章 第1節 (39P)	第2節 巡視及び警戒 1 平常時 建設課及び西はりま消防組合佐用消防署等は、随時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちに県光都土木事務所等に連絡して必要な措置を求める。 上記に係る通知を受けた県光都土木事務所等は、必要な措置を行うとともに、措置状況を建設課及び西はりま消防組合佐用消防署等に通知する。 県光都土木事務所等が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を建設課及び西はりま消防組合佐用消防署等に通知する。	第2節 巡視及び警戒 1 平常時 建設課等は、随時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちに県光都土木事務所等に連絡して必要な措置を求める。 上記に係る通知を受けた県光都土木事務所等は、必要な措置を行うとともに、措置状況を建設課等に通知する。 県光都土木事務所等が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を建設課等に通知する。	西はりま消防組合 ・平常時、佐用消防署が随時河川や堤防施設等の巡視を行うことはできないため、「西はりま消防組合佐用消防署」を削除（建設課と調整済）

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等
(略)	(略)	(略)	(略)
第8章 第2節 (45P)	<p>(別図3) 防災行政無線等通信施設系統図</p> <p>■ 固定系系統図</p>	<p>(別図3) 防災行政無線等通信施設系統図</p> <p>■ 固定系系統図</p>	<p>西はりま消防組合 ・佐用消防署の副統合 制御卓は令和3年廃止 による削除</p>